

令和3年第2回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年2月26日（金） 13時45分
出席委員 （19名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 梶島 睦夫
欠席委員 （0名）	
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時45分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和3年第2回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名であります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は15番委員と16番委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が3件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1と2を9番委員。
9番委員	1番から2番、続けて報告いたします。まず1番です。届出地は国分広瀬郵便局の東に位置して

	<p>おり、現況は畑である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を1mし、周囲はブロック積みとする。20年以上前に施行済みであるということで、現在、ビニールハウスが2棟建っています。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、届出は妥当なものと思われます。</p> <p>次に2番を報告します。届出地は下井地区集会所の南西に位置しており、現況は田です。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を20cmし、周囲は土羽仕上げとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、隼人の3を7番委員。
7番委員	3番を報告します。届出地は沢馬場公民館の南に位置しており、現況は田である。利用変更目的は田として使用するものである。工事内容は、盛土を50cmし、周囲法面は土羽仕上げとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではなしという声がありましたので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、異議なしという声がありましたので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転1件、利用権設定101件、中間管理権の設定3件の合計105件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が29件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転1件、筆数1筆、面積702㎡、利用権設定101件、筆数165筆、面積317,287㎡、中間管理権の設定3件、筆数5筆、面積7,270㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知い

	たします。
--	-------

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請14件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の1は、2月25日付けで取下げ願いが提出されましたので、申請件数は13件となります。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず、国分の2から4までを16番委員。
16番委員	<p>2番です。申請地は春山緑地公園の東に位置し、現況はブドウ畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は261,898㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3番。申請地は春山緑地公園の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は60,812㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして4番です。申請地は向花小学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,524㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の5と6を18番委員。
18番委員	<p>5番と6番を続けて報告いたします。5番。申請地は国分南小学校の南側に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,601㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に6番。申請地は上之段地区公民館の南側と西側に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は37,555㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の7を1番委員。
1番委員	7番を報告いたします。申請地は論地運動公園の南に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕

	作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,022㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の8を3番委員。
3番委員	8番を報告いたします。申請地は平和自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,664㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の9を6番委員。
6番委員	9番を報告いたします。申請地は山之口公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,999㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の10と11を5番委員。
5番委員	10番を報告します。申請地は埴上公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,440㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に11番を報告します。申請地は小田西公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。なお、令和2年4月頃に、上空に電線路を架設してしまったという始末書が添付されている。また、農地法第3条第2項の各号のいずれかに該当する場合、原則不許可となるが、同項ただし書きに「地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されるときはこの限りでない」と規定されているため、不許可の例外となる。以上のような理由により、当申請は許可相当と思われる。終わります。
議長（会長）	同じく隼人の12を7番委員。
7番委員	12番を報告します。申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,134㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の13と14を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	13番を代読いたします。申請地は川尻公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,836㎡で下限面積要件を満た

	<p>している。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>14番を代読いたします。申請地は前川内公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には、※※さんが令和3年5月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当って、解約通知が提出されている。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は137,785㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	以前も質問したと思うんですが、11番の地役権とはどういうものなのか教えてください。
議長（会長）	11番の地役権について、事務局、説明をお願いします。
事務局	はい、お答えします。地役権とは、自分の所有する土地の利用について便宜を図るために設定される権利となります。今回、自分の所有する土地の利用というのは、※※さんが立てている電柱になると思います。以上です。
2番委員	期間があるんですか。
議長（会長）	事務局、期間はないのですか。
事務局	期間はありません。
議長（会長）	2番委員よろしいですか。ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外22件、用途区分変更1件の計23件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、除外の国分の1から5までを7番委員。
7番委員	<p>1番を報告します。申出地は、この森コミュニティ広場の南に位置しており、現況は田である。除外目的は貸家3棟、車庫3棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして2番を報告します。申出地は、国分北小学校の北西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅6棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして3番を報告します。申出地は、有下公民館の東に位置しており、現況は田である。除</p>

	<p>外目的は建売住宅1棟を建築するものであり、また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして4番を報告します。申出地は、有下公民館の東に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして5番を報告します。申出地は、本戸小学校の南西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は山林として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく国分の6から8を8番委員。
8番委員	<p>6番を報告します。申出地は、国分南中学校の南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>7番を報告いたします。申出地は、国分南小学校の北に位置しており、現況は不耕作地と駐車場である。除外目的は駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>8番を報告いたします。申出地は、国分南小学校の北東に位置しており、現況は不耕作地と畑である。除外目的は事務所、倉庫、駐車場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、横川の9から牧園の13までを12番委員。
12番委員	<p>はい、9番を報告します。申出地は、安良小学校の南西に位置しており、現況は畑である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして、10番を報告します。申出地は、横川総合支所の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして11番を報告します。申出地は、中津川6区公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして12番を報告します。申出地は、中津川6区公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思</p>

	<p>われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番を報告します。申出地は、中野公民館の東に位置しており、現況は田である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に牧園の14から霧島の17までを9番委員。
9番委員	<p>14から17番まで続けて報告いたします。まず14番です。申出地は、持松4区公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして15番を報告いたします。申出地は、持松4区公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして16番を報告いたします。申出地は、霧島運動場の北に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は資材置場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>17番を報告いたします。申出地は、霧島総合支所の東に位置しており、現況は田である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に隼人の18から22までを10番委員。
10番委員	<p>18番。申出地は、隼人塚団地公民館の東に位置しており、現況は田と畑である。除外目的は建売住宅4棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に19番。申出地は、県営隼人団地の西に位置しており、現況は田と畑である。除外目的は建売住宅21棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設と2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に20番。申出地は、嘉例川駅の西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は山林として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申し出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に21番。申出地は、松山公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は車両置場にするものである。当申し出は、除外に係る5つの要件のうち、農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれがあると思われる。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地に該当すると思われ、現時点では、転用が可能な見込みのある土地ではないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。</p>

	次に22番。申出地は、隼人東インターの南に位置しており、現況は保全管理である。除外目的は物流施設とするものである。当申し出は、除外に係る5つの要件のうち、農用地域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると思われ、かつ、農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれがあると思われる。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地に該当すると思われ、現時点では、転用が可能な見込みのある土地ではないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上、報告いたします。
議長（会長）	次に用途区分変更の隼人の23を7番委員。
7番委員	23番を報告します。申出地は、原公民館の西に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、農業用倉庫1棟、農作業場1棟、駐車場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外22件のうち、隼人の21と22は不承認、他の20件は承認、また、用途区分変更の1件は承認という意見です。この意見について賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数であります。よって、農用地除外22件のうち、隼人の21と22は不承認、他の20件は承認、また、用途区分変更の1件は承認という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告します。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、現況は畑である。転用目的は宅地分譲3区画を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。農地区分は、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。排水は、下水道を通じて流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の2を7番委員。
7番委員	2番を報告します。申請地は日当山駅の北に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は建売住宅7棟を建築するものである。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。家庭用排水は、浄化槽を通じて既存側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1を11番委員。
11番委員	1番について報告いたします。申請地は笹峯公民館の西に位置し、現況は畑とドックランである。なお、平成5年の6月頃、一部造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的はドックランとして利用するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2を16番委員。
16番委員	2番。申請地は市営奈良田団地の南東に位置し、現況は既に造成してあり雑種地である。なお、平成19年頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものでありますが、既に造成済みであります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の3を3番委員。
3番委員	3番。申請地は宮川内農村公園の北東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和60年頃、建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅と倉庫を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。すでにできています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	3番の件についてですが、経営面積を教えてくださいませんか。
議長（会長）	はい事務局。
事務局	はい、確認してお答えいたしますので、しばらくお待ちください。
3番委員	はい。
議長（会長）	はい、3番委員。
3番委員	申請人は認定農業者であり面積の確認はとっておりませんが、この農家住宅はご両親が作られた住宅でして、現在、ご主人が亡くなられ相続を受けた土地です。そこにはお袋さんが居住されるということです。

2番委員	果樹農家でしたかね。
3番委員	現在、イチゴを作っています。
議長（会長）	はいよろしいでしょうか。認定農業者ということでございますので、面積はあると思います。ほかにございませんでしょうか。
12番委員	2番は駐車場にするということなので雑種地になると思うんですが、1番のドックランというのは利用された場合は、地目変更をするのかしないのか、しないといけないのか、地目は何になるのか教えていただけませんか。
議長（会長）	はいでは、事務局。
事務局	はいお答えします。こちらはドックランになりまして、許可書の目的はドックランということで出します。地目は法務局の方で確認されて変更されると思いますが、こちらの方では地目は何にという許可書は出さないものですから、最終的には法務局の判断によりますのでこちらではわかりません。以上になります。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	雑種地か何かにはなるんですか。今回は、家の建っている方に申請をしていただいたかったという経緯があるもんですから。ドックランということで、雑種地になるのかどうなのかということで質問しました。
議長（会長）	地元委員の方は、今後見ておいてください、どのようになるのか。よろしく申し上げます。それでは溝辺の3番の件で面積を調べておりますので、暫くお待ちください。ここで暫時休憩とします。
	〔暫時休憩〕
議長（会長）	はい、それでは暫時休憩を解いて会議を再開します。溝辺の3について面積の報告をお願いします。事務局。
事務局	はい、ご質問の面積を報告いたします。申請人さんは認定農業者でして、経営面積は35,868㎡となっています。以上です。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい、いいです。あと、農家住宅の場合や農業用倉庫の場合、備考欄に経営面積は記入していただけないかなと思ひまして質問いたしました。
議長（会長）	はい、わかりました。次からはそのような形で記載をお願いします。それではほかに皆様から何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が25件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1と2を8番
--------	---

	委員。
8 番委員	<p>1 番を報告いたします。申請地は下井地区集会所の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は308㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2 番を報告いたします。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に溝辺の3から隼人の5までを11番委員。
11番委員	<p>3 番を報告いたします。申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は堆肥舎、資材倉庫、駐車場である。なお、昭和60年頃、堆肥舎にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の農業用施設等に該当すると思われる。転用目的は堆肥舎、資材置場、駐車場を建設するものであるが、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われず。</p> <p>次に4番。申請地は中野公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫1棟、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>5 番を報告いたします。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は田と不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は複合施設6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の6と7を2番委員。
2番委員	<p>6 番。申請地は台明寺水源地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7 番。申請地は国分京セラ工場の南西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲11区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	はい、同じく国分の8から10を9番委員。
9番委員	8番から10番を続けて報告いたします。8番です。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、

	<p>現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条許可地を一体利用するもので、全体計画面積は1, 108㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の北に位置し、現況は田と畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事業用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>10番を報告いたします。申請地は自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、同じく国分の11から14を16番委員。
16番委員	<p>11番から14番を続けて報告いたします。まず11番です。申請地は弟子丸公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして12番。申請地は片平公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番。申請地は市営重久団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は複合商業施設と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地と宅地、5条許可地を一体利用するもので、全体計画面積は11, 532.36㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番。申請地は新町生活改善センターの南西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲8区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の15から17までを18番委員。
18番委員	15番から17番までを続けて報告します。15番。申請地は川内地区コミュニティーセンターの北側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅8棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。

	<p>また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて16番。申請地は国分南小学校の南側に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は倉庫を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に17番。申請地は塚脇小学校の南側に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の18から23までを5番委員。
5番委員	<p>18番から23番までを続けて報告いたします。まず18番です。申請地は里中下公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>19番。申請地は隼人西インターチェンジの南に位置し、現況は山林である。年月日不詳で植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>20番。申請地は長浜公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は現場事務所、倉庫、仮設トイレ、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和3年3月10日から同年9月9日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>21番。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>22番。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>23番。申請地は隼人中学校の東に位置し、現況は造成済みである。なお、令和2年12月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は522.37㎡</p>

	である。隣接地に農地はありません。転用のその他一般基準を満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に隼人の24を7番委員。
7番委員	24番を報告します。申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成10年頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟・駐車場・資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人の25を8番委員。
8番委員	8番を報告いたします。申請地は宇都公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労様でした。意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和3年2月定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、その他はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和3年第2回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15時35分

15番 _____

16番 _____

19番 _____